令和2年西東京市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和 2 年 4 月 28 日 (火) 開会 午後 2 時 00 分 閉会 午後 3 時 58 分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 俊 二 出席委員 教 木 村 4 育 長 教育長職務代理者 米 森 修一 後藤 委 員 彰 委 員 山 田 章 雄 委 雅 子 員 服 部 委 今 井 ゆみ 員 5 出席職員 教 育 部 長 飯島 伸 一 教育部特命担当部長 森谷 修 教 育 企 画 課 長 掛谷 崇 教育部主幹(教育企画課) 勇 名古屋 学 務 課 長 大 谷 健 教 育 指 導 課 長 Щ 縣 弘 典 忍 統 指 括 導 主 事 荒木 指 導 主 事 髙 橋 拓 也 指 導 主 事 長峯 貴 弘 指 導 主 事 藤原 央 絵 教 支 援 課 洋 子 育 長 宮 崎 社 会 教 育 課 長 和田 克 弘 敦 子 公 民 館 長 高 田 义 書 館 長 中川 恭
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 7 傍 聴 人 0人

令和2年西東京市教育委員会第4回定例会議事日程

日 時 令和2年4月28日(火)午後2時から 場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 議案第22号 学校における働き方改革推進プラン(改訂版)
- 第 4 議案第23号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 5 議案第24号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について
- 第 6 議案第25号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命について
- 第 7 議案第26号 令和2年度教科用図書採択方針について
- 第 8 協議事項 西東京市立小・中学校の再開に向けた考え方について
- 第 9 報 告 事 項 (1) 令和 2 年西東京市議会第 1 回定例会報告 (教育関係)
 - (2) 西東京市立学校施設 建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画(令和2年度~令和4年度)
 - (3) 児童生徒数・学級数の状況について
 - (4) 西東京市立中学校登下校区域防犯カメラの設置についての答申
 - (5) 学校医等の解嘱及び委嘱について
 - (6) 下野谷遺跡の追加指定(告示) について
 - (7) 教育財産の取得申出について(報告)
 - (8) 令和2年度西東京市公民館事業計画
 - (9) 令和2年度西東京市図書館事業計画

第10 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 2 年第 4 回定例会 (4月28日)

午後2時00分開会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和2年西東京市教育委員会第4回定例会を開会いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により、教育長が定めることと されております。委員の議席は、ただいま御着席の席を議席として指定いたします。

○木村教育長 日程第2 会議録署名委員の指名を行います。本日は服部委員にお願いしたい と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は服部委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第3 議案第22号 学校における働き方改革推進プラン(改訂版)を議題 といたします。提案理由の説明を求めます。

〇山縣教育指導課長 それでは、議案第22号 学校における働き方改革推進プラン(改訂版) について、提案理由を説明申し上げます。

これは、西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部改正により、教育職員の業務量を 管理するよう定められたことに伴い、一部を改正する必要があることから、提案するもので ございます。

詳細について説明いたします。

西東京市立学校の管理運営に関する規則(平成13年西東京市教育委員会規則第20号)第30条第1項において、時間外を一月において45時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとすると規定されたことに伴い、当面の目標として、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」と掲げられていたものを、週当たり、在校時間53時間に改めるものでございます。これにより、さらに教育職員の健康及び福祉の確保を図り、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備してまいります。

そのほか文面について、令和元年度末時点において修正いたしました。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。

- ○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- ○米森教育長職務代理者 どうもありがとうございます。この中で、31年度から新たにタイム レコーダーというのを入れているということになっておりまして、これで時間の管理ができ るようになったと思いますが、その辺、今回入れて、従前とどういうふうに変わったところ があるかというのを教えていただければと思います。
- ○山縣教育指導課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

勤怠管理システムの導入で、教員の時間に関しての意識が非常に高まったと言えます。以前は、出勤をすれば出勤簿に押印をして、その後は、勤務時間は、ほぼ際限なく仕事をして

いたような教員がいました。ただ、この勤怠管理システムの導入によって、自分で自分の時間を管理するだけでなく、管理職が随時、それぞれの教員がどのぐらい勤務しているのかということを毎日管理することができ、随時に助言ができるような、環境になりました。

そういった意味においては、管理職を中心にして、主幹教諭も含めて、特に若手の教員が、 結構な時間、働くものですから、助言を通して働き方が意識がされて、仕事の仕方も大分変 わってきたというふうに捉えております。

以上でございます。

- ○後藤委員 この資料の4ページの一番上の(2)教員業務の見直しと業務改善の推進のところの黒四角の2番目ですが、学校における業務のうち、精選を図りますということになっておりますが、実際、この精選は、どの程度まで今、図れてきているのか教えていただけますでしょうか。
- ○山縣教育指導課長 今の精選のことについてでございますが、まずは教育委員会から各学校に依頼をする調査ものについても、できるだけ精選して、本数自体は減っているというふうに捉えています。また、学校の業務の中で、会議の精選がかなり進んでいると思います。今までいろいろな部会があって、その都度その都度、運動会委員会、学芸会委員会、音楽会委員会というのを個別にやっていたものを、全て行事委員会というふうな形でくくって、それも、人数もかなり精選して行ったところによって、子どもと向き合う時間はもとより、教材研究をする時間も増えたというふうに捉えています。

以上でございます。

- ○山田委員 11ページの健康イクボス・ケアボス宣言の実行というところなんですけれども、こういう宣言を行うというところまではいいとして、その次に、「育児や介護に取り組む職員を応援し」というふうに書いてあるんですが、その応援の具体策というのが特に読めないんですが、例えば産休補助のような制度とか、そういったものが考えられているんでしょうか。
- ○山縣教育指導課長 これまでも都の職員につきましては、育児休業中の産育休代替、いわゆる臨時的任用教員については配置してございます。あと、「育児や介護に取り組む職員を応援し」というところは、年3回、自己申告の制度がございまして、校長、副校長と当該の職員で面接をする機会がございます。そこで、それぞれの教員の事情を把握したり、あとは、日常的に、そういった対象の教員ばかりではなく、職員にはコミュニケーションを多く図るようにということで、教育委員会からも助言はしていますが、コミュニケーションを多く図ることによって、教員一人ひとりの今の状態を知って、適切に休暇をとらせたり、あるいはシステム的にとれるような制度を活用させたりということを積極的に投げかけているところでございます。

以上でございます。

- ○山田委員 ありがとうございます。
- ○米森教育長職務代理者 3ページの四角ポツの3番の小・中学校のパイロット校を教えていただきたい、今どういう取組をされているかというのを教えていただけますか。
- ○山縣教育指導課長 今、明保中学校と谷戸小学校でタイムマネジメント拠点校として学校業

務の改善に関する拠点校として指定を受けて、取り組んでいます。

昨年度は、学校の課題を洗い出して話し合いを重ねながら、どこを改善していけばいいのかということを委託業者と連携し合いながら進めています。例えば、職員室の観察を、いわゆる業務を委託している会社が観察して、どこに無駄があるのか、どこをもう少し改善しなきゃいけないのかということを第三者的に指摘して、それに基づいて、校務をどういうふうに改善していったらいいかということを昨年度は行いました。

本年度は、実際それを試行して、来年度、報告書を上げることになっています。今はそのような取組をしているところでございます。

以上でございます。

- ○米森教育長職務代理者 それは、外部の目を入れて、客観的に中の業務を見てもらうという ことが主眼でやられているわけですか。改善していこうということですか。
- ○山縣教育指導課長 拠点校では、時間の使い方も含めて、教員一人ひとりに、当初アンケートを行って、働きやすさとか、働きにくさとか、自己の今の業務の課題であったりということを、アンケート調査を行って、それに基づいて、学校全体への助言と個別の助言等をしながら、もう少しスリム化できるところはないのかということを今検討しているところでございます。
- ○米森教育長職務代理者 2年間ですか。
- ○山縣教育指導課長 2年間でございます。
- ○米森教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。
- ○山田委員 今のに関連してなんですけれども、その報告は、委託された業者のほうがしてくれるんですか。
- ○山縣教育指導課長 最終的には、業務委託の会社と一緒に、その当該の学校と連携し合いな がら報告を上げていくという形になります。
- ○山田委員 そこでまた先生方が、業務が1個増えるような気がするんだけれど。今までなかったものがですね。委託業者のほうで報告を上げてもらって、それをみんなが共有するというなら何かわかるんですけれども。確かに、言われっ放しは嫌だよねというのはあるかもわからないんですが、なるたけ負荷が少ないようにしないと本末転倒になってしまうんじゃないかなと。
- ○山縣教育指導課長 御意見ありがとうございます。かじ取りはあくまでも業務委託の会社のほうで行って、最終的な成果の実感というんですかね、教員一人ひとりがどう実感したか、あるいは学校がどういうふうに変わったかというところは、第三者だけじゃなくて、やはり当の教員がしていくものだと思いますので、それも併せながら報告になるかと考えています。
- ○山田委員 わかりました。
- ○服部委員 11ページの(4)部活動の負担を軽減のところで、部活動指導員のことが書かれていて、これはまだ西東京市の中学全部には配置されていないんでしょうか。
- ○山縣教育指導課長 今、中学校全校に配置されています。ただ、全部の部活動に配置されているのではなくて、例えば、田無一中だったらサッカー部ですとか、保谷中だったら硬式テニス部ということで、それぞれの学校のニーズを捉えながら、全校配置になっているところ

でございます。

- ○服部委員 学校内における指導もそうなんですが、運動部でしたら外部への試合等のことで 引率とか、かなり指導が要求されることがあると思うんですが、この方たちは教員の、子ど もに関わる何らかの資格を、サッカーとかテニスの技能に優れた方だとは思うんですが、何 かそういった資格というか、経験というか、そういうものをお持ちの方、そういうことを要 求されるんでしょうか。
- ○山縣教育指導課長 資格を持っている方や、資格がなくても、地域の方々で子どもを支援したいという方々もいらっしゃいますので、そこは多岐にわたっています。

ただ、この部活動自体の根本は、技能の習得よりも、いわゆる健全育成の部分が大きいですので、これについては、指導の力は有するものの、基本的な技術ももちろん、子どもたちへの励ましであったり、意欲であったり、そういったところで部活動の顧問を支えていただいているところでございます。

- ○服部委員 これは希望ですが、やはり中学生ぐらいになりますと、いろいろ複雑なハラスメントとか、いろいろな問題があると思いますので、若い方だったり、スポーツにたけていてもそういう御経験がない方もいらっしゃる可能性は否めないので、子どもたちへの声かけとか、人間関係に対する配慮とか、そういうようなことで、ここにも書かれている計画的な研修は是非力を入れていただきたいなと思います。
- ○山縣教育指導課長 これにつきましては、当然ながら、部活動の支援員であっても教育に携わる者の一員でございますので、人権教育プログラムなどを活用して、しっかり研修を各学校で行うとともに、こちらからもいろいろな投げかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○服部委員 ありがとうございます。
- ○今井委員 5ページに「学校における働き方改革の意義や取組について、保護者の方々に理解していただくとともに」と書いてあるんですけれども、具体的に、今までこういう伝え方をしてきたよとか、これからこんなふうに伝えていこうと思っているとか、何かそういうものがあれば教えてもらいたいなと思いました。
- ○山縣教育指導課長 今、保護者の皆様方に御協力いただいているのは、留守番電話の対応で ございます。平日と休日で時間を区切って、電話のほうの対応をさせていただいております。 これについては、学校だよりでの周知のほか、市教育委員会からも周知を図っているところ でございます。

これについては、それぞれの保護者の方、当初はいろいろ御意見等をいただいた部分はあるんですが、かなり御理解をいただいて、広がってきていると実感しております。これからも丁寧な説明をしながら、進めるとともに、学校の働き方改革の取組を、子どもの指導は当たり前のことなんですけれども、取組については学校だより等でも周知を図って、理解を重ねていきたいと考えています。

以上でございます。

○今井委員 ありがとうございました。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第22号 学校における働き方改革推進プラン(改訂版)、を採決いたします。 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- ○木村教育長 日程第4 議案第23号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分 について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○飯島教育部長 議案第23号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、 の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和2年3月31日付及び令和2年4月1日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります、2枚目の専決処分書を御覧ください。教育委員会事務局職員の異動、市長部局への出向及び教育委員会職員の異動に関するものでございます。

異動の内容につきましては、表を御覧いただきたいと思います。

まず、令和2年3月31日付人事異動でございますが、初めに、同日付の退職に伴う市長部局への出向でございます。渡部昭司教育部長をはじめ6人が市長部局へ出向し、退職となっております。また、教育指導課長の内田辰彦、統括指導主事の宮本尚登が、東京都教育委員会からの派遣を解かれているところでございます。

1枚おめくりください。続きまして、4月1日付の人事異動でございます。

特命担当部長でございました飯島伸一が教育部長となっております。また、参与兼教育企画課長の森谷修が特命担当部長に、社会教育課長の掛谷崇が教育企画課長に、教育部主幹、和田克弘が社会教育課長に異動となっております。また、新たに教育指導課長に山縣弘典が、統括指導主事に荒木忍が東京都教育委員会から派遣されております。また、係長等から課長補佐等への昇任、主任から係長等への昇任、主任への昇任、合わせて5名が昇任いたしております。そのほかに、再任用を含め12人が教育委員会へ出向となり、それぞれの部署に配置いたしたところでございます。そのほか7人が市長部局へ出向となっているものでございます。

簡単ではございますが、職員の人事についての説明とさせていただきます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第23号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を 採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

- ○木村教育長 日程第5 議案第24号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分に ついて、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 〇山縣教育指導課長 議案第24号 令和2年度西東京市公立学校の教員の人事についての専決 処分について、につきまして提案理由等を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和2年4月1日付の西東京市公立学校の教員の人事について、 緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規 則第5条の規定により、令和2年3月31日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定によ り報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の専決処分書を御覧ください。西東京市公立学校の教員の異動に 関するものでございます。

異動の内容につきましては、表の部分を御覧いただきたいと思います。

まず、転出でございますが、表にありますとおり、80人の教員が西東京市から他地区へ、 また、西東京市内での異動となりました。

続きまして転入でございますが、124人の教員が他地区から西東京市へ、また、西東京市内での異動となり、配置いたしました。

なお、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第6号にて、教育長、教育委員会の事務局 及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関することに ついては、教育委員会に付議する案件として明記されていますが、この「職員」の解釈につ いては、多摩地区26市の中でも足並みがそろっていない状況です。西東京市教育委員会事務 局としては、教育管理職の人事については、これまでの教育委員会に付議してきた経緯もあ り、今回から教員の人事についても付議する運びとなったところでございます。

以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- ○服部委員 中学校の転入された先生方、転出の方もそうなんですが、「英語」とあるのは、 英語専科というふうな意味合いでしょうか。
- ○山縣教育指導課長 中学校ですか。
- ○服部委員 中学校です。
- ○山縣教育指導課長 中学校は、英語を教える教員でございます。
- ○服部委員 英語専科の先生でいらっしゃる。
- ○山縣教育指導課長 英語を教える教科専門の教員でございます。
- ○服部委員 ありがとうございます。
- ○米森教育長職務代理者 今までも人事の関係ではいろいろお聞かせいただいているんですけれども、人事の仕組み、規則を含めてですけれども、校長先生と副校長先生、皆さん、都の職員なので、校長先生、副校長先生は都まで1回上がるのかな。この主幹以下の方というのは都まで上げなくて、市の教育委員会で独自にやっていいような仕組みではないですか。その辺はどうなっているんですか。

- ○山縣教育指導課長 教育管理職と同じシステムでございます。いわゆる一般の教員であって も、東京都教育委員会に内申をするものでございます。
- ○米森教育長職務代理者 わかりました。
- ○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第24号 令和2年度西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

- ○木村教育長 日程第6 議案第25号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○高田公民館長 議案第25号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命について、の提 案理由を説明申し上げます。

学校役員の変更に伴い、西東京市公民館運営審議会委員1人の解任及び任命について、教育委員会事務委任規則第2条第8号の規定に基づき提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第25号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第7 議案第26号 令和2年度教科用図書採択方針について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○荒木統括指導主事 それでは、議案第26号 令和2年度教科用図書採択方針について、提案 理由を説明申し上げます。

これは、令和3年度使用の西東京市立中学校教科用図書及び令和3年度使用の西東京市立 小・中学校特別支援学級の教科用図書について、採択方針を決定する必要があることから、 提案するものでございます。

詳細について説明いたします。

教科用図書の採択につきましては、法令、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項により、特別支援学級等を除き、原則4年ごとに行われ、採択された教科用図書は翌年度から4年間使用することとされております。また、特別支援学級等の教科用図書については、学校教育法附則第9条により、検定外の図書を採択するため、毎年度の採択が必要となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第6号及び西

東京市教育委員会事務委任規則(平成13年西東京市教育委員会規則第7号)第2条第10号の 規定により、本年度に採択する教科用図書は、中学校及び特別支援学校の教科用図書でござ います。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。 〇木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

- ○米森教育長職務代理者 中学校用図書の採択が今年あるのは存じ上げておりますけれども、 こういう状況なので、通常と違うスケジュールで臨まれると思いますので、今考えられるス ケジュールがありましたら教えていただけますか。
- ○荒木統括指導主事 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえまして、例年のように市 民の方に教科用図書を閲覧していく場所の選び方であったり、スケジューリングについては、 慎重に捉えていきたいと思っております。

また、採択については、8月末までに決定すること、採択することということが決まって おりますので、そちらは国や都の方針を踏まえ、慎重に判断してまいります。

以上でございます。

- ○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。
- ○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第26号 令和2年度教科用図書採択方針について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- ○木村教育長 日程第8 協議事項 西東京市立小・中学校の再開に向けた考え方について、 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○山縣教育指導課長 それでは、協議をお願いいたします。西東京市立小・中学校の再開に向けた考え方について、説明いたします。

まず、再開のもととなる考え方ですが、児童・生徒の安全を最優先するということでございます。今現在、国や都のこれからの方針が定められていないところから、本市としてのある一定の考え方を示す必要があると考え、二つのことについて、今、考え方をお示しさせていただいたところでございます。

資料を御覧ください。

まず、都や国の動向を踏まえつつ、西東京市における感染拡大の状況から、西東京市立 小・中学校の児童・生徒の安全確保を優先するため、学校再開の時期を二つのことについて 御提案いたします。

まず一つ目は、6月1日を授業再開日とするということでございます。

これについては、授業再開日を6月1日に小学校1年生から中学校3年生まで一斉に授業再開とするものでござます。ただ、6月1日からいきなりということではなく、2番目にお示しをさせていただいた、まだ仮称ではございますが、西東京スタートアップ期間、いわゆ

るならし運転期間を設定します。5月20日(水曜日)から29日(金曜日)まで、これは教育課程外でございます。この内容は、給食開始に向けた保護者とのアレルギー面談、保護者との合理的配慮に関する面談、子どもたちとの個別の学習への指導、また、家庭学習を今出しておりますので、それに関する質問の機会の設定、家庭学習の評価、生活リズムの指導、体力の回復等々について、この期間、ならし運転を行ってまいります。

その後、3番目としまして、ゆるやかな再開への手だてということで、6月1日からは、 生活や学習のリズムを整えるため、5日間程度、午前授業日を設定し、給食を実施すること も可といたします。特に新1年生については、給食の実施日を全ての学年と同日とする訳で はなく、別日でも設定することができるというふうな形にできると、学校で判断できるもの といたします。

これが6月1日に再開する場合の御提案でございます。

2番目は、緊急事態宣言の解除日から一定期間の休業を得て授業再開するものでございます。

これについては、2番目から見ていただきたいんですが、解除日となった翌日から教職員の準備日を1日から2日間設定する。ここで、これまで教員も、自宅勤務、事故休暇などをとっていたところもございますので、まずは1日ないし2日間、職員会議を実施したり、学習課題を作成したり、掃除をしたりとか、様々な準備期間として2日間設定します。

3番目に、先ほどの6月1日と同じように、西東京スタートアップ期間を3日から5日間程度設定いたします。これは教育課程外でございます。この内容につきましても、先ほど申し上げました内容でございます。

その後、ゆるやかな再開への手だてといたしまして、生活や学習のリズムを整えるため、 5日間から7日間程度、午前授業日を設定し、この期間も給食の実施を可といたします。これにつきましては、解除になってからの考え方でございます。

下のイメージを御覧ください。緊急事態宣言解除の後、教職員準備、その後、西東京スタートアップ期間、その後、授業再開、給食ありの午前授業。

なお、中学校の入学式については、今、実施できておりませんので、授業再開の翌日を想定して、中学校の入学式を開催したいというふうに考えているところでございます。これは6月1日を授業再開日としたときも同様でございます。いずれにいたしましても、一つの区切り目となる中学校の入学式は実施していきたいというふうに考えているところでございます。

裏面を御覧ください。

いずれの案にいたしましても、授業の全面開始までは、スタートアップ期間等、まだ家庭で学習をしなければいけない状況が続きますので、その学習の機会の保障として、以下のことを考えております。

まずは、夏季休業期間における授業日の設定でございます。最大で1学期の終了を7月31日までとして、また、2学期の開始を8月24日とすることで授業日を確保いたします。公開しない授業日の設定も認める方向で進めてまいります。

また、(2)でございますが、モジュール、いわゆる短時間による授業の実施でございま

す。小学校は1単位時間が45分、中学校は1単位時間が50分でございますが、これを、例えば15分の授業を3回やって1単位時間と認めるような学習活動、中学校でいえば、15分と20分を組み合わせたり、30分と20分を組み合わせたりというような組み合わせの授業も1単位時間として認めていくと。

これまで西東京市は、モジュールの授業については、様々な狙いが明確でなかったりとか、評価の方法がなかなか困難であったりということで、認めていなかった経緯がございます。 ただ、こういった今の状況の中で、授業時数の確保、いわゆる子どもの学びの確保が喫緊の 課題でもございますので、学校にはモジュールなども念頭に入れて、教育活動を実施してい くというような取組も進めてまいります。

(3) でございますが、学習計画及び学習課題の提示ということで、学校及び教育委員会は、これまでも行ってまいりましたが、5月11日以降もホームページを活用した学習計画、学習コンテンツの紹介、また、動画等の提示及び学校における紙ベースによる学習配布により、一層具体的な学習課題を子どもたちに提示し、御家庭の御協力のもと、家庭学習を充実させてまいります。

また、(4)でございますが、企業等による学習コンテンツの周知ということで、今、手続を進めておりますが、株式会社内田洋行による無料学習コンテンツというのがございまして、これについても西東京市教育委員会が登録し、学校ごとに発行されるIDにより、算数、英語等の学習を家庭でも進めていくというようなことも考えて、手続を進めております。そのIDにつきましては、学校一斉メール等を活用して、各家庭に周知を図ってまいります。ただ、ここで、学習コンテンツの利用がなかなか家庭で困難だという場合につきましても、公平性を担保するために、紙ベースの学習教材の配布も同時に行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、東京都教育委員会が今ホームページでもアップしてございます 学習教材、また、国でも文部科学省でもアップしている学習教材、他県でも提示しているよ うな学習教材等を教育委員会としてもできる限り情報収集し、学校に情報提供した上で、学 校ホームページ等を活用しながら、家庭学習の不安感を取り除く努力をしてまいります。今、 委員の先生方も御承知のように、各学校では、学校ホームページをほぼ毎日更新しています。 その中で学習課題や動画等も配信しています。

本市教育委員会でも、先週から、本市の指導主事が出演する動画を配信してございます。これについては、西東京市子ども元気かいプロジェクトというふうな名前をつけまして、子どもたちに投げかけるような動画を配信し、今後は中学校、小学校の先生方に御協力をいただいて、ミニ授業の動画配信をこれから進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。既にもう中学校の教員から英語の授業の提供をいただいて、今、アップする手続をしているところでございます。何とかこの難局をオール西東京で乗り越えて、子どもたちの学習の不安感を取り除く努力をしてまいります。

以上でございます。御協議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。これより協議を行います。

協議ですので、御意見でも御質問でも自由に御発言いただきたいと思いますが、いかがで

しょうか。

まず、進め方ですが、IとⅡの二つの考え方を中心にしながら御意見をいただいて、それから、Ⅲの学習の機会の保障について、また後ほど、先生方の御意見をいただきたいと思います。

- ○山田委員 最初に質問だけよろしいですか。
 - 中学校の入学式が行われなかったわけですけれども、教科書の配付ですとか、担任と生徒の関係とかというのはどうなっているかをちょっと教えていただけますか。
- ○山縣教育指導課長 教科書の配付につきましては、各学校、事務手続日というのを設定いたしまして、一斉に集まるようなことをしない配慮をいたしまして、全ての学校、教科用図書の配付は完了いたしました。また、子どもたちへの連絡等々につきましては、当初は配慮を要する児童あるいは生徒、保護者への連絡については密にとっていたところではございますが、先般、各学校に全ての児童・生徒への電話連絡、必要とあれば家庭訪問をするように連絡させていただき、今、学校は、一軒一軒電話をしているところでございます。その中で、子どもたちの声を聞いたり、家庭でのお考えを聞いたりしながら、今、つながりを密にとっているところでございます。

以上でございます。

- ○山田委員 ありがとうございました。
- ○米森教育長職務代理者 今回、3か月ぐらい、これでいくと、学習が遅れるということは、 すごく学力の低下とか、教育を受ける機会が低下しているので、この遅れをどう取り戻すか というのが重大な使命だと思うんですけれども、そういう意味では、その遅れを取り戻すた めに、多分、今、オンラインとかいろいろやられていますけれども、そういったことは西東 京はなかなかまだ無理だと思いますので、それをどう使うかとか、家庭学習をどうやってい くかということに非常に力を入れておられると思います。

そういう意味で、こういうものを是非やっていただきたいなと思うわけですけれども、一つ気になるのは、学習の面はそれでいいんですが、これからまだ完全に終息するとは思えないので、やはり3密とか言われる状況、そこを避けながらやらないと、また休校になるとか、いろいろなバリエーションがありそうな気がして、また遅れるとなると、せっかく備えてやろうと思ったことがまた頓挫しますので、子どもたちが登校するときは、例えば検温をしなさいとか、マスクをしなさいとか、そういう生活面とか、手を洗うとか、そういったところも気をつけないと、せっかく再開したのにということになりそうな気がするんですが、そこら辺の家庭の指導とかをしたほうがいいと思うんですけれども、どうお考えでしょうか。

○山縣教育指導課長 もう既に、ガイドラインに、子どもたちの体温については毎日記録するような表を家庭に配ったり、いろいろな手だてを講じているところです。特に手洗いなどにつきましては、ここは今までの学校の教育の成果なのかなと思うんですが、手洗いの指導については、徹底はしていましたけれども、これまでもずっとやってきましたので、子どもたち自身の習慣化はかなりされていると思います。さらにそれを徹底させるために、各学校は学校メール配信を活用して、3密のことや、手洗いのことや、あと、健康管理のことについても啓発をしているところです。それも含めて、先ほど御質問いただいた一軒一軒に電話し

ているところについても、健康状況の把握や心の状況なども含めてお問合せをさせていただいているところでございます。

これからも学校再開に向けて、これらのことについては、ガイドラインに基づいて、毎日 検温するとか、健康状況を御家庭でも観察していただくとか、これについても家庭と連携し ながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 よろしくお願いします。

もう一つは、教室の中の机の距離とかもありますよね。それから、よく今あるのは、みんなと話し合う、すぐに班を作るという、密な状況をすぐに作っちゃう教育活動になっちゃっているので、そこら辺もちょっと考えなくちゃいけないかなという、やり方とか、そういうところまで変えないといけないのかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○山縣教育指導課長 御指摘のとおり、これまでも、緊急事態宣言になる前も、各学校では様々な工夫をしてまいりました。一学級の人数はばらつきがございますので、間隔につきましては、それぞれちょっと実態に応じて違うとは思うんですけれども、今まで隣同士の座席をつけていたものを、ちょっと距離を置いて離したり、あと、給食は班にせずに、全て前向きで食べたりとか、かなり学校でも工夫して、健康管理には細心の注意を払っているところでございます。

これからも学校としてできるところはしっかりやっていくように、こちらからも助言をさせていただいたり、必要に応じて、こちらも実際にどのように行っているのかについて、学校訪問をしながら実態把握に努めてまいりたいと考えています。

- ○米森教育長職務代理者 よろしくお願いします。
- ○山田委員 恐らく緊急事態宣言が解除になっても、いわゆるソーシャル・ディスタンスとい うのは徹底していかないと、第2波、第3波がやってきてしまう。だから、今のような窮屈 な生活はしばらく続くと私は思っているんですね。

そうした場合、学校を仮に再開したとしても、その中でも今お話があったような、衛生管理をきちっとしていかないとだめだと。そのときに、やはり子どもたちは感染源になりにくいとかと言われていましたけれども、実際に富山県の中学校だか小学校だかでクラスターが出ているようなこともありますので、起こり得るわけですね。そうなると、人が集まるわけですから、なるたけ衛生管理をしなきゃいけない。そうした場合の資材ですね、例えばマスクだとか、それから手指の消毒剤、恐らく学校の手洗いの施設だと、生徒が押し寄せたらちゃんと洗えないだろうというふうに想像しているんですけれども、今は暖かいので冷たい水でも大丈夫ですけれども、冬場に2波、3波が来れば、冷たい水で子どもたちが本気で30秒も手を洗っていられるのかと。そうすると、やはりアルコール系の消毒剤とかも必要になってくるでしょうし、多くが接触感染で、机だとかドアノブとか、そういうところの消毒もしなきゃいけないとか、それに使う資材だとか人員が割けるかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○大谷学務課長 学校内の消毒液については、確かに御指摘のとおり限りがあって、今足りなくなってきているところ、少なくなってきているところも実際あります。そういったところ

には、庁内に次亜塩素酸水を生成するものがございますので、そういったものを配って、消毒をしていただいています。

それは、引き続き続けていきたいと思っているんですけれども、あと、マスクとかそういったものについては、教員用は確保していきたいなと一定思っているんですが、児童用とか生徒用になりますと、かなりの枚数になるので、基本的には、今、皆さん、お作りになっていたりとか、国からも支給されたりしておりますので、そういったものを活用していただきたいなと思っています。ただ、いろいろな、国からの補助も出てきますので、そういったものは活用していきたいなと思っています。

以上でございます。

○山縣教育指導課長 先ほどの水道、いわゆる手洗い場のことなんですけれども、学校規模によっては違いがありますが、学校は工夫しています。例えば、ある程度、学年の使う流し場を決めたり、あとは、ふだん使わないような蛇口のところも幅広く活用したり、そういうようなところで、できるだけ接触がないといいますか、そういった3密にならない工夫は各学校しておりますので、その事例などを教育委員会として東ねて、それを広げていくということも、併せて行っていきたいと思います。

以上でございます。

○服部委員 3点教えてください。

教職員準備日、1日から2日間ということで、「職員会議の実施」とあるんですが、今、ZOOMですとか、LINEですとか、いろいろなことがあって、全職員会議になると難しいかもしれませんが、例えば学年ですとか、そういったところで、先生方が既に、先生方同士でそういうオンラインの会議を持ったりしておられるのでしょうかということと、あと、給食のことで、何か記憶に、すごく頭にこびりついているんですが、今年度から牛乳パックを洗うみたいな話があったかと思うんですけれども、そういう給食指導みたいなことで、一番、コロナ対策として気を遣う部分かと思いますので、それに何か、この時期における給食指導ということで考えていらっしゃるのか。

あと、どこで聞いていいかわからなかったんですけれども、子どもたちの授業再開イコール学童というものが連動してくると思うんですけれども、教育委員会が決めて、そして学童との協議というのは、どれぐらい目が置かれるものかというか、すぐに動かないと、親としては子どもをどう学校に出していいかわからないとか、誰かの手を頼らなきゃいけないかどうか、あと、職場への復帰とかいろいろなことが出てくるので、そのスピード感というか、そこを教えてください。

○荒木統括指導主事 市内の学校の中には、既にオンラインによる職員会議を試行している学校がございます。ただ、教員の持っている端末によっては、それが十分にできない環境があり、その教員については電話で参加したりということがございます。現在、教員は自宅勤務をさせていることから、3密にならないように、オンラインであったり、電話であったりということで打合せを試行しておりますので、そういった、良い取組においては、教育委員会を経由して校長に周知して、広げてまいりたいと思っております。

また、学校が再開した後も、十分に換気や、3密にならないような会議を提案してまいり

たいと思っております。

以上でございます。

- ○掛谷教育企画課長 学童等との関連というところでございます。こちらにつきましては、やはりこういったものを市で検討していく中では、全庁的な対応が必要になってくるところがございます。現時点でも担当間で調整を行いながら検討を進めているような形になります。 以上でございます。
- ○大谷学務課長 牛乳パックの取扱いにつきましては、今年度からは、東京都のほうでリサイクルの受取はしないと言われておりますので、その取組自体はスタートすることになります。 ただ、今回、新型コロナの関係で、その取り扱いもかなり慎重にしていかなければいけないと思っておりますので、まだ少し準備期間、学校の中でありますので、そういった中で改めて周知し直して、準備を適切に進めていくようにお願いしてまいりたいと思っています。
- ○後藤委員 端的に3点だけ教えてください。

1点目は、このスタートアップ期間というのはすごく大切だと思います。これが教育課程外ということですので、児童・生徒の出席についてはどういう扱いになるのかと。もちろん校長先生の御判断だとは思うんですが。

2点目は、小学1年生と中学1年生、それぞれ入学して間もなく、学校に慣れていないと ころがあると思いますが、そういったオリエンテーション的なことも、あるいは個別等でこ こでやられるのかどうか。

3点目は、授業を再開されたときに、新型コロナウイルス関係で、人権に関する、感染者への偏見・差別とか、あるいは逆に、そんなあだ名がつけられてとんでもないことが起きることがないような指導を当然されるかと思うんですが、そんなことはどうされていくのかというところの3点をお願いします。

○山縣教育指導課長 スタートアップ期間というのは、本市の特徴的な取組として位置付けていきたいと考えています。これは先ほど、委員の先生方から、いわゆる心と体の健康について御意見をいただいたところですが、少しずつならし運転をしながら回復して、そこで力を発揮できるものを蓄えていくという形になりますので、スタートアップカリキュラムにおける出欠席については校長の判断になりますが、基本的には教育課程外ですので、欠席扱いにはならないといったところでございます。

2番目の、小学1年生、中学1年生の、いわゆる最初のところのつまづきをなくすために、オリエンテーション的なものは、進めていきたいと考えています。当然ながら、いきなり学習はできませんので、このスタートアップ期間の中で個別に不安感を聞いたり、あるいは、ゆるやかな再開の手だての中に、小学校はスタートカリキュラムというものを、もう前から設定しておりますので、幼保との連携も踏まえながら、この休業日の不安感を払拭するための取組は進めてまいりたいと考えているところでございます。

3番目の人権のことについては、これはもう当然ながら、子どもたちのいわゆる偏見・差別がない、あるいは市民の中でも偏見・差別がないということは、西東京市の中でも、子ども条例の中でうたっているところでございますので、これも含めてしっかりと周知徹底を図り、それが実践に結びつくように、これからも支援をしてまいりたいというふうに考えてい

ます。

以上でございます。

- ○今井委員 今、子どもに学校から課題が出ていて、それはやっているんですけれども、プラスアルファで、多分、その御家庭の判断でいろいろな勉強をされていると思うんですけれども、プラスアルファのところが、多分、その家庭によって大きな差があるかなというふうに思っていて、それが、学校が始まったときに、この差と言ったら変ですけれども、そこら辺をフォローしてもらえるのかなという不安がちょっとあったんですけれども。でも、オリエンテーションとかいろいろ考えてくださっているというふうに今お聞きしたので、少し安心しました。
- ○山縣教育指導課長 今おっしゃったように、それぞれの取組状況は、なかなか家庭の中まで見えない状況なので把握はできない。ただ、今、一軒一軒電話をしながら情報収集も含めて行っています。また、今言われましたように、スタートアップ期間の中で、一人ひとりの子どもが今どのくらいの学習状況にあるのかということをしっかり把握したり、あるいは生活の状況も把握したりということを進める期間として設定しますので、両方の提案にもありますが、このならし運転を大切にしながら、丁寧に進めてまいりたいと考えているところです。○今井委員 ありがとうございます。
- ○山田委員 今日だったかな、最近、イギリスのほうで出た論文があって、学校を閉鎖する、学校を閉めるということが、コロナウイルス感染症の制圧にどのぐらい役に立つかというのを検討した論文なんですけれども、インフルエンザの場合には、確かに学校を、スクール・クロージャーというのが、感染の拡大を防止するのに非常に役に立っているという科学的なエビデンスがたくさんあると。ただ、コロナウイルス、今回のCOVID-19の場合には、そういうデータはないので、SARSのときのシンガポールだとか香港のデータを見てみたと。それをやったところ、やはりコロナウイルスの場合は、学校をクローズしても、せいぜ

い死亡率で2%とか4%減らせたぐらいのインパクトしかないという論文なんですね。

ということは、今回の場合も、コロナウイルスは基本的に、感染の広がりとか、非常にSARSに似ている部分がありますので、恐らくそういう可能性はあると思えると。ということは、私は、公衆衛生上の意味から言うと、学校を閉鎖し続けている意味というのは極めて小さくなるのではないかと。ただ、それは、ほかのソーシャル・ディスタンスとか、そういったことなしに学校だけクローズしても意味がないよと。今回の2月から3月みたいなものなんですけれども。ほかのそういう手法がとられていれば、例えば、学校を閉鎖しなくても、全体の感染防御はできていくだろうと。

となると、私自身の気持ちとしては、学校をそろそろ開いてもいいのではないかなという 感覚はあるんですね。ただ、先ほど出ているように、保護者の方たちの感覚がどうかと。例 えばハッシュタグで「学校再開」とかを見ると、ほとんどの意見は、そんなことはとんでも ないというふうになっているわけですね。そうすると、国民感情が、今、この時点で、すっ と開ければ、多分、ネガティブな意見のほうが多くなって、非常に難しくなるだろうと。科 学的なことと、そういう社会的なことが、ものすごい葛藤を迫られている。今回、2つの案 を出していただいたんですけれども、私、個人的には、2番目、やはり緊急事態宣言の解除 ということが宣言されて、ただ、解除されても、この宣言自体で対策がものすごく深まったわけではないわけで、それ以前から要請されていたようなことは今後も続くと思うんですね。そういうような状況でいけば、反対する、非常に怖がっている方たちからの反発というのは、この解除が行われれば、非常に少なくなるのではないかと。だから、やはり6月1日と決めてしまって、それでも解除できないよとなると、またそこで混乱が生じるし、ということを考えると、学校再開に向けて私は努力すべきだと思いますし、その場合でも、日にちを決めるのではないと。この緊急事態宣言の解除に合わせて、しかも、そこから数日を見て、しかも、準備期間を置いてという、この二つ目の案というのは非常にリーズナブルかなというふうに感じました。

- ○服部委員 一応、念のためなんですが、西東京市は、総合計画等でも、学力テスト、4月の 文科省がやるものと、あと、7月の東京都がやる検査を抽出して、それをデータにしていら っしゃるではありませんか。ただ、今年に関しては、それは実施できないということで、お おむね全体の了解を得ているということですね。確認です。
- ○荒木統括指導主事 国からも都からも、今年度について実施をしないという通知が来ております。東京都については、来年度以降も実施しないという通知が来ております。問題用紙の提供がされますので、それを各学校が、児童・生徒の指導にいかすようにという通知が来ております。それをもって学力の向上を図ってまいりたいと思います。
- ○木村教育長 今、山田委員のほうから、1枚目の二つの考え方ということについて御意見を いただいたんですが、もし何か御意見がございましたら、ほかの委員の方も、ちょっとお聞 かせいただければ大変ありがたいんですけれども、いかがでしょうか。
- ○服部委員 私も山田先生に賛成です。この日と言われたら、そこが、働いているお母さんは、 今、すごく多いですし、そういうことを具体的に計画したくなると思うんですが、でも、現 実は、やはりどうなるかわからないとどこかでみんな思っているわけですから、こういう2 番目の緊急事態宣言解除日からというほうが、すごく理解を得やすいように思います。
- ○米森教育長職務代理者 やはり、ならし運転とか、徐々にならしていくという意味では2番かなと思いますが、ただ、2番にすると、5月に解除になれば、これぐらいゆとりを持ってできると思うんですが、それがずれたときに、これが果たして可能かなというのがあって、ちょっと心配かなというのがありまして、それで一つ、質問なんですけれども、後ろのほうに、機会の保障をしていただくというのは、当然大事なことだと思いますけれども、休みの期間とかモジュールのお話もございましたので、ちょっと質問なんですけれども、3月と4月、例えば5月で、3月で未履修の単元があったり、4月、5月もありますよね。授業時数、単元によって35時間とかいろいろあると思うので、そういったものを満たさないと、単位になるとかならないとか、そこら辺はクリアされると思うんですが、だんだん後ろに行くと、それがだんだん厳しくなるということになると思うんですね。その辺の単位をするためには、これぐらいの日数とか、その辺の兼ね合い、これぐらいまでであったら夏休みを少し削れば単位になりますとか、そこら辺、あまり詳しくないので、わかりやすく教えていただければ。
- ○山縣教育指導課長 今現在、国からは特に通知が来ていないので、いわゆる標準時数というのは、現時点では、このままいかなければいけないと捉えています。そうなったときに、今、

職務代理から御指摘があったように、3月のところの積み残しもクリアにしていかなければいけない。4月あるいは5月の学習についてもフォローしていかなければいけないとなると、やはり先ほど申し上げましたように、最大、夏休み、夏季の休業期間中にも、少し短くして授業をやっていかなければいけない。もう一つは、土曜日の授業についても、本当は土曜授業というのは地域に開いていくとか、ゲストティーチャーを呼んで行っていくというものを、実際のところ、それも今後にちょっとずらしていただいて、まずは基礎・基本の部分の授業について充てていくということをもって対応していかなければいけないと考えています。

ただ、現時点では、標準時数を満たすかどうかについては、非常に微妙な状況であることは間違いないです。ただ、それをどう補完していくかということと、もう一つは、子どもに過度な負担をかけてはいけませんので、その部分の折り合いをどうつけていくかというのを、今後、直近、校長会とも話し合いの機会を持つことになっているんですが、教科指導と学校行事と、部活動も含めて、どう改善を図っていくのか、工夫をしていくのかについては、協議をしてまいりたいと考えています。

- ○荒木統括指導主事 文部科学省のほうから、今回の休業による授業ができなかったことについて、標準時数を下回ったことによって、単純に未履修とするものではないという通知も来ております。ただ、学習指導要領の内容をきちんと子どもたちに実施していくということが最優先されると思います。単純に時数を確保するということではなくて、先ほど申し上げたモジュールを行って、定着についてはスパイラルにやっていくとか、家庭学習でしっかりと課題を出していくということを学校に指導して、子どもたちにしっかりと学力をつけるということを西東京市の学校では周知してまいりたいと思います。
- ○山田委員 すみません、ちょっと今の件なんですけれども、例えば小学6年生で積み残しが ある子どもたちは、もう中学生ですから、積み残し分は履修できるんですか。
- ○荒木統括指導主事 3月にできなかったものについて、それぞれの小学校が、この部分が未履修であるということは中学校に既に報告しております。これを、その未履修の部分を、今、課題で与えているものもありますし、新規に学ぶものについては、中学校がきちんと学習をして、この後、中学校で学ぶものと関連をつけて学ばせて、その導入として使ったりというような指導をしてまいります。ですから、小学6年生でやらなかったものを中学1年生でやりつつ、中学校のものを積み上げていくということになってまいります。
- ○山田委員 それは、中学校の先生は可能なんでしょうか。
- ○荒木統括指導主事 中学校のほうも、小学校の教科書をしっかり読んで、今の自宅勤務のと きに、何が未履修で、これから学ぶものと関連付けていけるのかということをしっかり準備 しているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、今ちょっと米森委員からあったんですけれども、7月とか、その辺まで長引いちゃったらどうなるんだと。でも、そうなったときは、今、ちまたでいろいろ言われているけれども、本当に9月入学にシフトするように政府や何かに圧力をかけて、変えざるを得ないのではないかなと思いますね。ただ、やはり国民感情として、緊急事態宣言が出ている中

で、単独に、例えば西東京市だけが6月1日から始めますよというのは、かなり冒険ですよね。

- ○木村教育長 今井委員はいかがですか。保護者の立場でもあるので、再開への考え方について。
- ○今井委員 この2案について。
- ○木村教育長 はい。
- ○今井委員 私も、6月1日と数字が出ていると、わかりやすいといえばわかりやすいんですけれども、やはりこの数字が絶対に大丈夫かと言われると、そうではないということであるなら、やはり緊急事態宣言の解除日から一定期間の休業を得て授業再開とするというふうにしたほうがいいかなというふうに思いました。
- ○木村教育長 失礼ですけれども、周りの保護者の方から、その辺のいろいろな質問とか不安とか、そういうものはお聞きになることはありますか。
- ○今井委員 いろいろな情報が、いろいろなパターンがあって混乱していますけれども、やは り9月スタートというのがあり得るのかとか、そういう話は割と聞きますね。
- ○木村教育長 いつから西東京は授業をやるんだとか、その辺は大分心配されているという—
- ○今井委員 それはもちろんあります。 5月6日までと言っていますけれども、本当にその日までなんだろうかと。その先がまだ何も知らされていないので、結構、日が近づいてきていますよね。なので、その先はどうなるのかというところの不安はよく聞きます。あとは、9月の話は本当に出ているのかどうかとか、そういう話も聞きます。
- ○木村教育長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。
- ○後藤委員 私も2番の緊急事態宣言の解除日からということがいいと思います。
- ○木村教育長 この協議については、以上で終わりにしてよろしいでしょうか。
- ○飯島教育部長 では、私のほうから総括します。

今、様々、教育委員の先生方から御意見をいただき、ありがとうございます。今回、こういった形で、I案、II案という形でお示しをさせていただいた中で、理事者、市長のほうも、教育委員の先生方の御意見をしっかり聞くようにということで、今回、こういった協議という場を設けさせていただいております。そうした中で、今、皆さんの御意見をおおむね総括すると、IIの手法が適切なのかなというような感触を得ているところでございますので、こういったところを基本に、今後、検討を進めてまいりたいと思います。やはりスピード感が大事でございまして、保護者の方の不安もあると思いますので、可能な限り早く皆様に周知できるように努力していきたいというように思っております。

- ○木村教育長 では、長時間にわたりまして御協議ありがとうございました。
- ○木村教育長 日程第9 報告事項に入ります。

本日は件数が多いため、質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

(1) 令和2年西東京市議会第1回定例会報告(教育関係)、の説明をお願いいたします。 ○飯島教育部長 それでは、令和2年市議会第1回定例会に関しまして報告をさせていただき ます。

令和2年市議会第1回定例会につきましては、2月28日から3月27日までを会期として開催しているところでございます。

しかしながら、皆様御承知のとおり、新型コロナウイルスの対応といたしまして、市議会第1回定例会では、会期日程は変更してございませんが、内容について大幅に変更されたところでございます。3月2日から3月6日までの5日間で予定されておりました代表質問・一般質問につきましては、この期間、1週間、休会という扱いになっております。代表質問・一般質問につきましては、3月13日及び16日の2日間に日程を変更いたしまして、質疑の持ち時間を短縮して行われております。

教育関係での質問につきましては、5会派15人の議員の方からの質問があったところでございます。

主な内容でございますが、今回の定例会では、ICT環境の整備について、中学校特別支援教室について、スクールロイヤー制度の試行的導入について、子どもの居場所についてなどの質問をいただいているところでございます。

詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照いただければと思います。

条例などの付議案件につきましては、西東京市教育委員会委員の任命につき同意を求める ことについてが2件ございまして、いずれも可決をされているところでございます。

請願・陳情につきましては、今回、教育関係はございませんでしたので、御報告をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

- ○木村教育長 次に、(2) 西東京市立学校施設 建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画 (令和2年度~令和4年度)、の説明をお願いいたします。
- ○名古屋教育部主幹 私からは、西東京市立学校施設 建替・長寿命化及び大規模改造等事業 計画(令和2年度~令和4年度)につきまして説明いたします。

本計画につきましては、西東京市立学校施設について、計画的に老朽化対策を進めていく ために、市長部局とともに検討を行い、西東京市総合計画、西東京市教育計画、西東京市公 共施設等総合管理計画と整合性を持った計画としております。

恐れ入りますが、資料の1ページを御覧ください。

1ページには、計画策定の背景と計画策定の必要性をお示ししております。昭和40年代から50年代にかけまして多くの学校施設が建築され、厳しい財政状況のもと、施設を更新する時期を迎えつつございます。その中で、親子方式ではございますが、中学校の完全給食の整備や普通教室と特別教室に空調設備を設置してまいりました。また、ひばりが丘中学校及び中原小学校について、建替事業を実施しております。学校施設の環境整備につきましては、適切な老朽化対策が求められ、老朽化対策を進めるに当たりましては、学校施設の適正配置、学習指導要領や特別支援教育などの学習環境の変化に応じた適切な施設規模、整備内容に関わる検討が必要であり、加えて、教育環境の質的向上と安全・安心な教育環境の整備を図りつつ、地域や時代のニーズに即した視点も求められております。厳しい財政状況において老朽化対策を進めるに当たり、これらの諸問題を整備内容に反映しつつ、計画を策定し、進行

管理することが必要となります。

恐れ入りますが、2ページを御覧ください。

4につきまして、計画の期間についてでございます。計画の期間につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間としております。

5につきましては、学校施設の建替・長寿命化及び大規模改造等に係る基本的な考え方についてお示ししております。

恐れ入りますが、4ページを御覧ください。

6につきましては、建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画表でございます。小学校・中学校の3か年の計画をお示ししております。

私からの説明は以上となります。

- ○木村教育長 次に、(3)児童生徒数・学級数の状況について、説明をお願いいたします。
- ○大谷学務課長 私からは、令和2年4月7日現在の児童生徒数・学級数について報告をさせていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

初めに、A、通常学級の表を御覧ください。右下の合計欄でございます。児童数の合計は9,737人、学級数は308学級でございます。一番右の縦長の表の合計欄を御覧ください。昨年4月と比べますと、全体で児童数は48人の増、学級数は6学級の増となっております。

児童数が増えている学校につきましては、田無小学校が35人、東小学校が23人、本町小学校が34人の増、そのほか7校でございます。一方、児童数が減っている学校につきましては、保谷第二小学校と谷戸小学校が19人、向台小学校が22人、上向台小学校が31人の減、そのほか4校でございます。

B、特別支援学級の表を御覧ください。田無小学校、中原小学校、東小学校、柳沢小学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。表の中段、右側の合計欄を御覧ください。知的障害学級の児童数は130人で、学級数は18学級、表の右下、情緒障害学級の児童数は41人で、学級数は7学級でございます。小学校4校の知的障害学級と自閉症・情緒障害学級の児童数の合計は171人、学級数は25学級となっております。一番右の縦長の表でございます。昨年4月と比べますと、全体で児童数は13人の増、学級数は1学級の増でございます。

裏面の2ページ目を御覧ください。こちらは小学校の特別支援教室の入室者数でございます。

特別支援教室につきましては、入級委員会の審議結果によって、L教室、S教室への入級が決定されております。表の右下の合計欄を御覧ください。令和2年度の現時点での入級児童数の合計でございます。L学級が52人、S学級が193人で、L・S合わせて245人でございます。

資料にはございませんけれども、昨年度と比較しますと、L教室が6人の減、S教室が18人の増となっておりまして、全体で12人の増となっております。

3ページ目を御覧ください。こちらは中学校の生徒数及び学級数でございます。

初めに、Aの通常学級の表を御覧ください。右下の合計欄でございます。生徒数の合計は

3,932人、学級数は112学級でございます。一番右の縦長の表でございます。昨年4月と比べますと、全体で生徒数が61人の増、学級数は同数となってございます。生徒数が増えている学校につきましては、田無第二中学校が40人、田無第三中学校が30人、明保中学校が32人の増、そのほか2校でございます。一方、生徒数が減っている学校につきましては、ひばりが丘中学校が40人、柳沢中学校が5人の減、そのほか2校でございます。

次に、Bの特別支援学級についてでございます。田無第一中学校、保谷中学校、青嵐中学校の知的障害学級と自閉症・情緒障害学級についてでございます。表の中段、右側の合計欄でございますが、知的障害学級の生徒数は90人で、学級数は13学級、表の右下、こちら、情緒障害学級の生徒数につきましては27人で、学級数は4学級となっております。中学校3校の合計でございますけれども、118人で、学級数は17学級となっております。一番右の縦長の表でございますが、昨年4月と比べますと、全体で生徒数が19人の増で、学級数は2学級の増となっているところでございます。

御報告は以上でございます。

- ○木村教育長 次に、(4)西東京市立中学校登下校区域防犯カメラの設置についての答申、 の説明をお願いいたします。
- ○大谷学務課長 西東京市個人情報保護審議会からの答申について御報告をいたします。

本件は、令和元年1月27日に諮問しておりました中学校登下校区域への防犯カメラの設置 につきまして、答申をいただいたものでございます。

資料の1ページ目を御覧ください。

ページ中段の第2、審議会の結論についてでございます。答申の内容といたしましては、 設置場所を小学校の通学区域から中学校の登下校区域に拡大すること、防犯カメラの撮影されている録画映像を本人以外から収集すること、また、本人通知の例外についてお認めをいただいたものでございます。

第3の審議会の判断理由についてでございます。(1)公益上の必要性につきましては、 既に90台の防犯カメラが運用されていることや、児童・生徒の安全確保、犯罪の抑止が期待 されること、有用性が十分に求められるという理由となっております。

(2)の個人情報の管理体制等につきましては、データの暗号化によりましてセキュリティ対策が施されていることや、閲覧できる者が限定されていることなどが挙げられております。

最後に、(3)の本人通知の例外につきましては、対象者が不特定多数に上ることから、 通知を行わないことが妥当であるとされております。

以上のことから、個人情報の管理体制は十分に措置されていると御判断をいただいたところでございます。

また、本件の設置工事につきましては、今年中の完了を目指して、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

- ○木村教育長 次に、(5)学校医等の解嘱及び委嘱について、説明をお願いいたします。
- ○大谷学務課長 学校医等の解嘱及び委嘱について報告いたします。

今年度は、小学校4校、中学校2校において、学校医等の変更がございました。全ての学校ともに3月31日付で解嘱をし、翌4月1日から新任の学校医等を委嘱したというところでございます。

一番上の田無小学校につきましては、内科医の髙田佳宜医師から田村節医師に変更になっております。理由といたしましては一身上の都合ということでございます。次に、保谷第二小学校につきましては、歯科医の佐野哲臣医師が、松崎拓也医師に変更されるというものでございます。理由といたしましては一身上の都合ということでございます。次に、東伏見小学校と明保中学校は兼任でございまして、耳鼻科医の兼子順男医師から三谷幸恵医師に変更となっております。理由といたしましては一身上の都合ということでございます。次に、碧山小学校につきましては、歯科医の天野憲人医師から井出憲二医師に変更するものでございます。こちらは、歯科医師会独自の内規による任用期間満了に伴うものということでございます。次に、柳沢小学校につきましては、宮川昌和薬剤師から井上妙子薬剤師に変更するものでございます。また、宮川昌和薬剤師につきましては、4月1日から柳沢中学校に異動し、新たに委嘱となります。昨年度までの吉岡政雄薬剤師につきましては、高齢ということで解嘱の申し出があったというものでございます。

報告は以上でございます。

- 〇木村教育長 それでは、報告事項 (1) から (5) の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。
- ○山田委員 つまらない質問で恐縮なんですけれども、学校施設の事業計画の3ページを見ると、「長寿命化」というのが独立して出ているところがあるんですけれども、ほかは「建替及び長寿命化」になっているので、何か意味の違いが――要するに、「建替・長寿命化」は、建替えをすることによって長寿命化を図るというふうに私はとっていたんですけれども、ここの3ページには、「長寿命化については」というのが単独で出てきてしまって、どういうふうに考えていいのかわからなくなったので、そこだけ確認させていただきたいんですが。
- ○名古屋教育部主幹 このそのほかのところは、あくまでも長寿命化というだけにつきまして、 一応、触れさせていただいているということであります。
- ○山田委員 そうすると、おおむね45年ぐらいたったものについては、長寿命化はするけれど も建替えはしないと。セットではないんですか。
- ○名古屋教育部主幹 建替えも同じ考え方にはなります。工法は、確かに違うところがあるんですけれども、ただ、建替えも長寿命化も、築年数がある程度いったところ、おおむね45年たったところで精査していくようなことで、建替えにするのか長寿命化にするのかという判断をしていきたいということなんですけれども。
- ○山田委員 では、その年限がたっても、建て替えないで、長寿命化だけする場合もあるとい うことですか。
- ○名古屋教育部主幹 そうです。
- ○山田委員 これはやはり違うわけですね、もともとは。
- ○名古屋教育部主幹 はい。同じような条件になって、建替えにしてしまうと、全部が建替え になってしまいますので。この学校は長寿命化というような判断で、長寿命化だけという場

合もございます。

- ○山田委員 その判断基準というのは、築年数だけではなくて、耐震性とかそういったものを 総合的に判断して——。
- ○名古屋教育部主幹 そうですね。専門的になってしまうのですけれども、コンクリート強度 などという問題もございますので、そういうところも考えながらですね。
- ○山田委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○米森教育長職務代理者 スクールロイヤー制度が導入されるということなんですけれども、 市には顧問の弁護士さんもいらっしゃるので、そういう意味では、これは、教育部だけを扱 われる弁護士さんということになるんですか。
- ○掛谷教育企画課長 御指摘のとおり、教育委員会の案件につきまして個別に教育委員会から 委託という形で検討しております。教育委員会の案件ですとか、あと、学校の相談ですとか というところを切り離して対応していただくようなことを考えております。
- ○木村教育長 それでは、次に、(6)下野谷遺跡の追加指定(告示)について、説明をお願いいたします。
- ○和田社会教育課長 私からは、下野谷遺跡の追加指定(告示)につきまして、説明申し上げます。

本件につきましては、令和元年6月の教育委員会定例会において議決をいただき、その後、 東京都教育委員会を経由して文化庁に意見具申書を提出した案件でございます。このたび令 和2年3月10日の官報告示において史跡として指定されましたので、報告申し上げます。

1枚おめくりください。

次のページからは、本件に関係する告示の抜粋を掲載しております。後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

- ○木村教育長 次に、(7)教育財産の取得申出について(報告)の説明をお願いいたします。 ○和四社会教育課長 るれるは、教育財産の取得申出につきまして初生申したばます。
- ○和田社会教育課長 それでは、教育財産の取得申出につきまして報告申し上げます。 今回該当する土地は2件ございます。主か経緯といたしましては 平成30年6月2

今回該当する土地は2件ございます。主な経緯といたしましては、平成30年6月26日及び令和元年6月28日の教育委員会定例会におきまして、国史跡の追加指定についての議案を御承認いただきました。その後、国の文化審議会での審議・答申を経まして、平成31年2月26日及び令和2年3月10日官報告示によりまして、それぞれ国史跡として指定された土地でございます。令和2年度におきまして、本件土地の取得についての予算が認められましたので、市長部局へ財産の取得申出を行ったものでございます。

なお、1件5000万円未満の教育財産の取得について市長へ申出を行うことに関しましては、 西東京市教育委員会事務委任規則第2条第4号に基づき教育長に委任されており、本件につ きましては教育長決裁によりまして市長に申出を行ったところでございますので、このたび 教育委員会に報告申し上げるものでございます。

報告は以上でございます。

○木村教育長 次に、(8)令和2年度西東京市公民館事業計画について、説明をお願いいた します。 ○高田公民館長 令和2年度西東京市公民館事業計画について説明申し上げます。

恐れ入ります、1ページを御覧ください。

公民館は、市民が自由に集い、学び合い、つながる、社会教育施設です。公民館主催講座 以外の保育室や市民企画事業、公民館だよりなど、様々な形での市民の学習支援を行ってお ります。

2ページ目をお開きください。

令和2年度の西東京市公民館の事業方針でございますが、上位計画である西東京市第2次総合計画・後期基本計画及び西東京市教育計画を踏まえ、公民館の単年度方針として策定したものでございます。

重点的に取り組む事業は、次の4点でございます。1点目、学びを通じた地域づくりに取り組む事業を実施いたします。2点目、多世代が参加し、交流する事業を実施いたします。3点目、異なる文化背景をもつ市民が地域社会へ参画することを支援する事業を実施いたします。4点目、子育て世代の学びを支援する事業を実施いたします。

3ページ以降は、各公民館で今年度実施する予定の事業名、内容、目標、対象、予定時期 や回数について記載いたしております。

なお、個別の事業計画につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの 事業の中止もしくは延期が予想されることから、本事業計画につきましても、開館が決定と なってから実施方法等を再度検討し、修正したものを改めて報告させていただきたいと考え ております。

以上でございます。

- ○木村教育長 次に、(9)令和2年度西東京市図書館事業計画について、説明をお願いいた します。
- 〇中川図書館長 令和2年度の西東京市図書館事業計画について、説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料1枚目をお願いいたします。

- 1、基本理念としまして、市民とともに学び、考え、成長する図書館をめざします。
- 2、主要事業では、(1)第4期西東京市子ども読書活動推進計画の策定、(2)中央図書館・田無公民館耐震補強等改修実施設計の実施と、(3)で、同じく、休館対応策の作成を、3の実施事業では、「西東京市図書館計画(平成31(2019)年度~2023年度)」における六つの基本方針に基づいた具体的な取組事業を推進します。

令和2年度の事業は次のとおりです。主なものとしましては、基本方針1、「資料の収集 と保存の充実」としまして、⑤マルチメディアデイジー図書の利用普及のため、機器の整備 と利用マニュアルの作成を行います。

続きまして、基本方針2、「すべての市民に活用されるために」としまして、恐れ入ります、裏面をお願いいたします。④多文化理解のためのサービスは、他部署や地域で活動する団体と連携しながら、日本語を母語としない人の利用及び多文化理解の促進を図ります。

次に、基本方針3、「西東京市の文化・歴史を次世代に継承する」として、②Web公開 した西東京市の地図や古文書、市史等歴史的資料の利活用の促進に向けて、追加の公開と積 極的な広報に取り組みます。 次に、基本方針4、「未来を担う子どもの読書活動の支援」として、⑦読書活動振興を目的に、要望に応じた放課後子供教室への司書派遣について、検討を行います。

説明は以上でございますが、新型コロナウイルスによりまして全施設を現在休館しておりますが、この状況を見まして、本計画の再提案をも検討してまいりたいと考えております。 以上、簡単ではございますが、図書館事業の説明とさせていただきます。

○木村教育長 以上で報告事項(6)から(9)までの説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。——質疑を終結します。

○木村教育長 日程第10 その他、を議題といたします。

初めに、これまでのコロナウイルス感染症対策について、事務局から説明をお願いいたします。

○飯島教育部長 それでは、私のほうから、新型コロナウイルス感染症対策について、これまでの教育委員会の取組ということで報告をさせていただきます。

まず、学校関係でございます。1番の市立小・中学校の臨時休業でございます。皆様御承知のとおり、現在休業しているところでございますが、3月2日に、国からの休業要請に基づきまして、3月2日から春休み開始日まで臨時休業いたしたところでございますが、今年度に入りまして、春休み明け、入学式・始業式の翌日でございますけれども、小学校では4月7日から5月6日までを休業としているところでございます。中学校につきましては、4月8日から5月6日までを休業としているところでございます。今後の休業の対応につきましては、今後の国の動向、都の動向を注視しながら、先ほど御意見をいただいた中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

2番の入学式・始業式でございます。入学式につきましては、予定どおり規模を縮小した中で、小学校は4月6日に実施しております。中学校につきましては、緊急事態宣言が出るという動向を受けまして、4月7日の中学校の入学式については延期をしているところでございます。これにつきましては、教育指導課長のほうから説明がありましたとおり、改めて学校再開の折には、心のこもった中学校の入学式となるように、教育委員会も支援しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。始業式につきましては、小中両校とも4月6日に実施しているところでございます。

3番の新学期における休業期間中の対応でございます。休業期間中、児童・生徒が自宅で過ごすことを基本としておりますけれども、教育的配慮や保護者にやむを得ない事情がある場合を考慮いたしまして、次のとおり対応しているところでございます。まず、事務手続日でございます。これも教育指導課長のほうから説明がありましたが、4月7日の緊急事態宣言を受けて、原則、保護者を対象とした事務手続日といたし、教科書や教材書類の配付を行っておりましたが、4月20日以降につきましては、感染拡大の状況を鑑み、事務手続日の実施を中止しているところでございます。

それから、(2)の児童・生徒の受入れでございます。入学式後の4月7日から10日までの4日間につきまして、午前中の預かりを実施したところでございます。10日以降につきましては、教職員の在宅勤務の対応というふうになったことから、受入れについては、この4

日間で終了しているところでございます。

校庭の開放につきましては、児童・生徒の受入れと同様に、午後に、1時から3時までという2時間の間、学童保育へのつなぎの時間、校庭開放を4日間実施したところでございます。これに対応いたしまして、昼食中の見守りということで、連続して利用する場合の昼食時の見守りも行っているところでございます。

裏面を御覧ください。四角の中は、3月の子どもの預かりの状況を参考までにお示ししているところでございます。

4番でございます。市の主催行事等の中止及び市公共施設の休止の継続でございます。公 民館、図書館、それから西原総合教育施設をはじめとした市公共施設の休止期間、それから 学校施設開放、放課後子供教室を含む各種事業、イベント等の中止期間につきましては、7 月31日まで延長しているところでございます。これは、ただ、あくまでも緊急事態宣言を受 けての延長ということでございまして、これが解除されることになりましたら、また対応に ついては変更されていくというふうになっております。

5番の図書館の予約資料の受渡しでございます。これは、3月13日から予約資料の受渡しを実施しておりましたが、感染拡大防止、緊急事態宣言を受けまして、本市におきましても、3月13日から4月13日まで行っておりました図書館の予約資料の受渡し、これにつきましては7月31日まで休止としたところでございます。

それから、市立小・中学校休業に伴った給食用の農産物の販売会でございます。臨時休業に伴ってキャンセルとなりました学校給食用の農産物の販売会につきましては、3月8日、3月15日、3月22日に実施しております。3月8日と3月22日は、田無のペデストリアンデッキで販売、即売会をしており、15日につきましては、ひばりヶ丘駅南口で実施しております。実施の主体につきましては、駅前情報発信拠点のプロジェクトコンソーシアムということで、FM西東京、それからアスタ西東京のコンソーシアムで実施していただいたところでございます。

それから、7番の就学援助費の4月からの適用分の申請期日の延長でございます。例年、 就学援助費の申請につきましては、4月中ということで行っておりますが、申請書類の配付 の遅れや周知の不十分さ、そういったことも含めまして、4月からの適用分の申請期日につ きましては5月末までとしているところでございます。

それから、8番の要保護児童等及び長期欠席者の対応でございます。子ども家庭センターから情報提供された要保護児童等で安否確認が必要な児童・生徒及び教育委員会の不登校調査で把握した長期欠席者につきまして、スクールソーシャルワーカーなどが全小・中学校を訪問し、4月23日までに状況の確認、方針の協議、関係機関への連絡調整を行っております。今後も定期的に学校を訪問し、対応を継続してまいりたいと考えてございます。

次に9番、これは今後の取組でございますが、FM西東京との連携事業ということで、西東京市ラジオ小学校を実施いたします。この取組につきましては、児童と学校とをつなぐ事業として、FM西東京のラジオを通じて先生方の声や思いを届け、元気づけるとともに、学校の再開を楽しみに過ごしてもらうきっかけづくりとして実施するものでございます。

内容といたしましては、全18校の小学校の先生方に電話インタビューをいたしまして、各

校の児童へメッセージをいただいたり、先生の紹介をしたり、校歌を流したりといった取組を放送していただくというふうになっております。これについては、各学校のほうにも、児童のほうに聞いていただけるように御案内の御協力をお願いしているところでございます。 簡単でございますが、私からは以上でございます。

- ○木村教育長 コロナウイルス感染症対策についての説明が終わりました。質疑を受けます。
- ○米森教育長職務代理者 8番で、要保護対策、子家センでいろいろ集約されていらっしゃるということで、大事だと思うんですけれども、テレビなんかを見ると、みんなこもるから、あまりあってはいけないんだけれども、DVとか虐待とか、そういうケースがあったりするという話があったものですから、そういった情報とか、そういうのも集約されるようにされていると思うんですが、そういった状況というのは、今はどうなんでしょうか。ないことを願うんですけれども。
- ○宮崎教育支援課長 まず、子ども家庭支援センターから、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録されている支援対象児童、ここにDVとか虐待とか、その疑いが集約されています。そこから、安否確認、状況確認が必要と子ども家庭支援センターが判断した児童・生徒をまず対象といたしました。4月段階で100人近くいます。その児童・生徒の状況について、まず学校の中でわかること、わからないことについて、関わっているそれぞれの人たちから情報収集いたしまして、いろいろな状況にあることはわかってきました。

その中で、まず、子どもと直接連絡を取るとか、子どもとつながるというところで、それぞれの状況を確認するということをしております。子どものほうが嫌がって、その電話に出ないとかという人は数名おりますが、状況については確認が取れていて、わずかではありますが、あまり状態のよろしくない場合については、直接、家庭訪問をして保護者と会ったり、本人と会ったりということを今しているところです。今の段階で全く連絡がつかなくて状況がわからないという御家庭はありません。

- ○米森教育長職務代理者 わかりました。
- ○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。 次に、教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。
- ○服部委員 議会の質問のところでも出ていましたし、今この状況になって、全国がそういうことを考えていると思うんですが、東京というか、GIGAスクール構想というのが出ても、現実、手を挙げて受け取れるような状況の配付じゃなかったことは、私、たまたまそのとき文科省の研修に行って知ったりしたんですが、今後、こういうことがまたいつ起こらないとも限らない中で、そういうIT教育というか、どういうふうにこれから――ちょっとこういう状況になってしまって、みんなが考えていて、少し遅れて電気屋さんに行った人はもう何も手に入らないらしいです。タブレットもノートパソコンも何も売っていないという状況らしいんですけれども、例えば三鷹市は全児童・生徒にタブレット配付とか、世田谷は、そういう環境のない人にタブレットとウエブをセットで貸出しという、数は足りないらしいですけれども、そういうことをちょっと新聞で読んだりするにつけ、何か西東京市として、今後――今ということではないと思うんですが、何かお考えになっていらっしゃることがあったらお聞きしたいなと思います。

○山縣教育指導課長 今、直近、新型コロナウイルスの対応で、ICTがかなりクローズアップされているところは、こちらも承知しているところです。このGIGAスクール構想につきましては、現在研究中でございます。

今後、子どもたちにできるだけそういった機会を設定するためには、今後も先ほど申し上げましたように、様々なコンテンツを活用させるような投げかけをするとともに、御家庭にもそういった啓発、活用のよさなどについても発信していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○服部委員 それを進めるとともに、読書ですとか、アナログな部分も並行していただきたいなと。産経ニュースか何かで読んだんですけれども、日本の子どもは、そういうことになじむのに、ゲームとか遊びで入ってしまうので、学習に結びついて学力に至らないという、諸外国のICTが進んでいる国ほど、子どもたちは本を読むとか、そういった記事も読んだりしておりますので、そういうバランスを持って進めていただけるとありがたいなと思います。
- ○山田委員 以前お願いして、各学校の校則を見せていただいたんですけれども、現在、この 議会の質問にもあったんですが、改定が進んでいるということですので、是非新旧を比べて みたいので、新しいものができあがったら、また我々にも目を通させていただけるとありが たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○山縣教育指導課長 各学校が今の子どもたちのニーズあるいは今の社会の要請等に応えるような、あるいは子どもたちの社会性をより一層伸ばすような校則の検討を行っているところでございます。それについては、教育委員会で取りまとめることはもちろんのこと、中学校同士の中中連携というんですかね、中学校同士のそういった校則の連携みたいなものも含めて、今年度から小中一貫教育というフレームもできましたので、その中でもしっかり進めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○木村教育長 では、新旧のものができたら、また情報提供をお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

最後に、今日は大変長時間にわたりまして、様々な議題、報告、協議を行っていただきました。特に今後の学校の授業の再開に向けては、さらに慎重に検討しながら、なるべく保護者や子どもたちに不安を与えないように、また、私たちとしてもいろいろ検討していきたいと思っておりますので、また何か今後ともありましたら御意見等をいただければと思います。今日は本当に長時間ありがとうございました。

以上をもちまして令和2年西東京市教育委員会第4回定例会を閉会いたします。

午 後 3 時 58 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員